

諮問番号：29総務第172号

答申番号：29行審第4号

事件名：29-1 老齢年金差押処分に関する件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1. 審査請求人の主張の要旨

(1) 平成29年2月6日付28財税第1383号3 老齢年金差押処分（以下「本件処分」という。）について、処分庁は固定資産税の回収を、既に不動産を差押え、処分自由の状態であるにもかかわらず、全く異質の生活の第一の基盤である年金差押による（何の予告もなく）ことは、実に遺憾であり、適法かどうか以前の問題であると云わざるを得ない。

(2) 旧荘川村が執行した差押不動産（合併後高山市が参加差押）に関し、平成29年3月30日付28財税第1609号2 差押解除通知書が送付されたが、審査請求人の要請でもなく、事前の予告もない処理であり、本件処分の取消しを求める、というものである。

2. 処分庁の主張の要旨

処分庁は、本件処分は地方税法第373条第1項第1号及び第7項の規定により、国税徴収法の規定する滞納処分の例により執行したものであり、何ら違法または不当な点は存在しない旨主張している。

第3 審理員意見書の要旨

1. 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2. 理由

(1) 本件処分は、旧荘川村が平成12年1月20日に、地方税法第373条第1項及び国税徴収法第47条第1項の規定により差押不動産の差押を執行し、その後、市町村合併の平成17年11月1日に高山市が差押

不動産の参加差押を執行したものである。この点については当事者間に争いはない。

- (2) 処分庁は、差押不動産については、現在公売によって換価できる価値が無く、平成27年4月7日及び平成28年6月8日に審査請求人の実態調査を実施したところ、年金収入があることを確認した。
- (3) 処分庁は、平成28年9月27日差押処分決定通知書を送付した。
- (4) 処分庁は、平成29年2月6日付で国税徴収法第76条第1項から第5項、第77条第1項から第2項並びに国税徴収法施行令第34条の規定に基づき差押処分を執行したものであり、違法または不当な点は認められない。
- (5) 審査請求人は、本件処分及び差押不動産の差押解除が事前の予告も無い全く唐突な処理である旨主張しているが、差押処分は、事前通知手続きを経なければならないものではないし、滞納者の同意を必要とするものでもないと解する。また、差押は差押当時その存在が判明している財産の中から適宜の財産を差押えれば足りるとされ、差押対象財産の選択は、専ら徴収職員の合理的な裁量に委ねられているとされており、本件処分に違法または不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

1. 平成29年7月7日 諮問
2. 平成29年8月30日 審議
3. 平成29年9月20日 答申

第5 審査会の判断の理由

1. 差押手続き

地方税法第373条第1項第1号の規定により督促状を発した未納市税に対し差押を行っている。

また、差押の執行にあたっては、事前通知手続きを経なければならないものではない(東京地方裁判所・昭和58年5月31日判決)とされていること及び滞納者の同意を必要とするものでないと解されることから、差押手続きに違法または不当な点は認められない。

2. 差押対象財産の選択

市町村合併前の旧荘川村において差押を執行していた不動産は公売によって換価できる価値がないことから、審査請求人の実態調査を行い、差押可能な老齢年金を差押対象財産とし、不動産の差押解除を行ったことについては、差押対象財産の選択は、専ら徴収職員の合理的な裁量に委ねられている(東京高

等裁判所・平成22年12月1日判決)とされており、老齢年金を差押財産としたことに違法または不当な点は認められない。

3. 老齢年金の差押

老齢年金は地方税法第373条第7項の規定により準用される国税徴収法第76条及び第77条において差押が可能な財産として規定されている。

また、同法第76条第1項各号及び同法施行令第34条に規定されている差押を禁止されている金額を除いて差押を行ったものであり、適法である。

以上のとおり、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

高山市行政不服審査会

会長 飯田 洋
委員 岡本 英一
田中 勝彦
西村 裕紀子
廣島 啓子